

平成29年第5回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年5月22日（月）
開会 14時28分 閉会 15時25分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名
教育長 土崎 谷夫 1番 河野 利道 2番 谷口 久枝
3番 桑門 超（欠席） 4番 （欠員）
- 4 事務局
教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄
学校教育課長 川野 剛 社会教育課長 長田 文春
体育保健課長 阿部 俊二
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 主査 清田 甲生
- 5 付議した議案 5件
- 6 報告事項等 6件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

開 会

教育長 ただいまから平成29年第5回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 （出席委員の確認）

前回議事録の承認

教育長 前回の第4回教育委員会の議事録の承認を谷口委員お願いいたします。
（議事録に署名）

教育長職務代理者の指名について

教育長 教育長職務代理者の指名について説明をお願いします。

教育部長 地教行法第13条の規定により、教育長に事故があるとき、教育長が欠けたときはあらかじめ指名する委員がその職務を行うとされております。この規定に基づいて、教育長が指名した委員が教育長の職務を代理することとなります。以上報告します。

教育長 地教行法第13条については、事務局の説明のとおりであります。それでは、私から職務代理者の指名を行いたいと思います。河野利道委員を指名させていただきたいと思います。

河野委員 了承しました。

教育長の報告

- ・4/27 セミナーハウス「はぐくみ」完成記念式典
- ・5/7 第41回佐伯市地区対抗ナイターソフト開会式
- ・5/10 第1回佐伯市体育協会理事会
- ・5/14～ 小中学校運動会
- ・5/15 定例校長会
- ・5/16 佐伯市人権同和研究会定期総会
- ・5/19～ 学校訪問

議 案

【議 事】

議案第19号 第3回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・佐伯市グラウンド等条例の一部改正について
- ・平成29年度一般会計補正予算（第1号）

教育長 それでは議事に入りたいと思います。議案第19号第3回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について。この議案は、地教行法第29条の規定に基づき6月5日開会予定の第3回佐伯市議会定例会の議案として上程するために教育委員会の意見が求められるものであります。それでは、佐伯市グラウンド等条例の一部改正について体育保健課から説明をお願いします。

体保課長 資料2ページをご覧ください。鶴見振興局から治山工事の関係で土石を仮置きできないかということで協議を重ねてきました。対象のグラウンドについては合併10年位前から利用がない状況でした。これについても草刈を年間5、6回しております。維持管理費もかかっている状況です。地区からの同意書も貰っております。以上のことから佐伯市鶴見第2グラウンドを削除するという条例の一部改正を提案しております。
＝資料を説明＝

教育長 ただいまの説明につきましてご質問等はありませんか。

河野委員 第2グラウンドは有明小学校の跡地ですか。

体保課長 有明小学校の先のトンネルの手前です。昭和54年に建設しているグラウンドです。

教育長 仮置きということですので、残土処理をするときにスペースが必要であるということで、地域の方も利用状況がないということもあって支障はないということですね。

谷口委員 残土処理ということは、土が盛られてその後はまた撤去して元に戻すのですか。それともそのままですか。

体保課長 その後につきまして、残土は撤去する予定です。残土を撤去したグラウンドは将来的には地区が避難地として使用したいという要望もあるようです。

谷口委員 現時点では避難地は十分にあるのですか。

体保課長 お寺とかですね。海岸沿いですから皆さん山のほうに逃げるようになっています。

教育長 他にご質問はありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

教育長 続きまして平成 29 年度一般会計補正予算(第 1 号)の説明を教育総務課から説明をお願いします。

関係課長 =各課資料をもとに概略を説明=

教育長 それでは教育総務課から 4 課に渡りまして補正予算について主要な内容と金額の説明を行いました。各委員質問はありませんか。

河野委員 城山の女池の部分については立ち入り禁止のロープを張って長いのですが、あそこは登る人が多いので、できるだけ早く工事をしていただいて、復旧できるようにお願いします。

谷口委員 セミナーハウスというのは、ご飯はどうするのですか。

体保課長 基本は自炊ですが、外部から購入することもできます。

谷口委員 宣伝などはどのようにするのですか。

体保課長 パンフレットを外部に郵送して宣伝します。

教育長 他にご質問はありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 20 号 佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会委員の任命について

教育長 議案第 20 号 佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会委員の任命について説明をお願いします。

教総課長 5月1日の人事異動に伴いまして、教育部長及び教育総務課長の異動がありました。そこで、改めて指定管理者選定委員会委員に異動後の教育部長、教育総務課長を任命したいと思います。なお、任期につきましては、前任者の残任期間となります。

教育長 ただいまの説明ですが、佐伯市教育委員会の指定管理者選定委員会要綱というものがあって、その別表の者をあてるとなっており学識経験者、市民代表者、教育部長、教育総務課長というふうになっておりまして、職指定の職員が今回異動になったことによるものであります。

教育長 何か質問がございませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 21 号 佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会への諮問について

教育長 議案第 21 号 佐伯市教育委員会公の施設指定管理者選定委員会への諮問についての説明をお願いします。

教総課長 資料 15 ページをお開きください。諮問書(案)に記載されている括弧書きの施設が対象であります。全部で 33 か所の施設がございまして、指定管理期間が満了することに伴いまして、今回改めて指定管理者の候補者の選定に関することについて諮問し、承認を求めるものであります。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

河野委員 指定管理者の選定は何年に 1 回するのですか。

教総課長 5年に 1 回です。

河野委員 この諮問書に書かれている施設はすべて 5 年経過してということですか。

教総課長　　そうです。5年経過して、改めて5年ということになります。

谷口委員　　これ以外にも施設はあるのですか。

教総課長　　ありますが、今回の対象質施設は33施設ということです。

教育長　　概ね5年を期間として指定管理者の見直しをするという事情があつて諮問書に記載された施設については、5年満了し、その施設の有効性や必要性を諮るということでございます。

教育長　　その他、ご意見・ご質問はありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員　　（全委員から「はい」との意見あり）

教育長　　提案のとおり承認されました。

議案第22号 佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について

教育長　　議案第22号 佐伯市職員のハラスメントの防止等に関する規程の一部改正について説明をお願いします。

教総課長　　これは前回の教育委員会にも提案されていましたが、その時点では市議会議長が決まっていなかったため、今回改めて提案させていただいております。平成29年度の組織改編に伴いまして規則を改正するものであります。内容につきましては、23、24ページをご覧ください。太線部分について右側が以前の課名係名で左側が新しい課名係名になっております。また、24ページの（5）が削除されたことにより（6）が新たに（5）となっております。以上が改正の説明であります。

教育長　　内容についての審議は必要ないということであります。手続き的に新議長の決定や組織改編で人権・同和対策課が福祉保健部に新設されたためにそれをメンバーに加えるという改正であります。ご質問等はありませんでしょうか。

河野委員　　人権同和対策は非常に大事な課であります。今回そうした課がきちんと整備されたということは非常に良い事だと思います。

教育長　　河野委員が言ったように市民の人権感覚や人権社会の創造ということからすれば新しい責任あるセクションを市の中に設けたということは良い事だと思います。

教育長　　その他、ご意見・ご質問はありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

議案第 23 号 社会教育主事の任命について

教育長 議案第 23 号 社会教育主事の任命について説明をお願いします。

社教課長 資料の 27 ページをご覧ください。記載の 2 名を社会教育主事に任命するものです。現在 2 名が既に発令されておりますので合計で 4 名の社会教育主事となります。

教育長 地教行法第 21 条第 3 項の規定によるものですが、21 条とは教育委員会が所掌する職務権限があるものが並んでいますがその 3 番目に教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関することという項目があります。それに基づき 2 名の社会教育主事の任命について提案したところであります。ご質問等ありましたらお願いします。

河野委員 社会教育課では社会教育主事は非常に大事な職で、それを主査や主任といった方が兼ねているのが見受けられるのですが、やはり社会教育を進める上では社会教育主事をきちんと位置づけることが重要であるし、4 人になったと言いましたが、私は 4 人でも少ないかなと思います。そういった意味では社会教育主事を継続的に養成したり講習を受けて資格を取得したりすることが必要ですので、できたらそういったところを計画的に行っていくということが非常に大事だと思います。

教育長 社会教育課長、何か説明はありますか。社会教育主事の資格取得について講習を受講するということと実務経験を積むというようなことはありますか。

社教課長 講習や実務経験はあります。市の方針として河野委員がおっしゃられたように年 1 名程度は講習に行つて資格を取得してもらおうというような方針で進めて行きたいと考えております。

教育長 実務と資格の両方が人材育成に必要ということで計画的なものを持っておかないと人を補充していくということが疎かになってしまいますので留意をしていきたいと思つています。

谷口委員 社会教育主事について説明してもらえますか。

社教課長 社会教育の事業を進める上で中心となって色々なことを助言し、生涯学習を進めるという立場にあります。

河野委員 社会教育活動を行う人を指導する立場です。

谷口委員 もともと学校の先生であるとか何か資格が必要なのですか。

社教課長 そのような資格は特に必要ありません。

河野委員 昔は各町村の社会教育主事を養成するのが大変だったので県から派遣社会教育主事という方が各地域にいてそれにより町村が自前で社会教育主事を育てるといような事業があったのですが、それが何年か前になくなっていました。

谷口委員 市役所の中で人事異動があると思うのですが、せっかく教育委員会で社会教育主事になっても異動で違う課になってしまうこともあるんですよね。

河野委員 そのようなことがあるから異動があっても大丈夫なように社会教育主事を育てておかないといけないということですね。

教育長 先ほど谷口委員が言ったように、学校教育課にいる指導主事が学校教育の専門であるように社会教育課にいる社会教育主事は社会教育の専門職員というようなことですね。それは極めて重要な推進役でもあるし高い見地から引っ張っていただければと思います。

教育長 その他、ご意見・ご質問はありませんか。ないようですので、提案のとおり承認してもよろしいですか。

各委員 （全委員から「はい」との意見あり）

教育長 提案のとおり承認されました。

委員長 その他報告事項について各課からお願いします。

報告事項等

（1）佐伯市教育委員会事務局人事異動について

教総課長 別紙資料2をご覧ください。5月1日の人事異動で、記載のある職員が12名いますが、転入者と中で異動したものとなり、転出者は含まれておりません。

教育長 この件は、ご承知おきいただければ結構ということです。

（2）平成29年度佐伯市奨学金奨学生の決定について

学教課長 本日お配りした資料をご覧ください。先週の金曜日に選考委員会がありまして名簿の方々が承認されました。

教育長 この件につきまして何かありますか。

- 谷口委員 現在奨学金を受給している方が病気や怪我で入院し、休学せざるを得ない場合に奨学金はどうなるのですか。
- 学教課長 休学した時点で止まるということになっています。復学すれば個別に相談していただければと思います。
- 谷口委員 休学した場合にその間家賃を払わなくてもいいということではないので、なかなか厳しいと思うのですが、制度的に休学の場合にはストップではなくて半額は支給するとか最低限の支給はするとかないのですか。
- 学教課長 半額というのはないのですが、確におっしゃるとおりで家賃とかかかりますね。
- 谷口委員 そういった事例を見聞きしたものですから、やむをえない状況で病気になって休学しなければならないけどそうしたら奨学金がストップする。でも家賃は払わなくてはならない。地元に戻ってればいいのですが、支出は続くし大変という声があったので、例えば診断書を出せばどうにかなるとかですね。
- 河野委員 色々問題はありますね。佐伯市の奨学金の場合は返済しなければならないですよ。借りれば借りるほど返済が増えてくるわけですよ。そういった意味では大変にはなるのですが、奨学生は大変であっても勉強してがんばるといった意欲を持っている方達だと思いますので、少しでも勉学に励めるように佐伯市の力を貸してあげましょうということがこの奨学金の趣旨だと思いますので、今後は、免除になったり救済する手立てを制度の中で記載しておくことが必要だと思うんです。ですが、そこまで制度ができていないと思います。本当に困っている人を少しでも手助けしてあげようということが本当の趣旨だと思いますので。
- 谷口委員 他の制度でも救済制度があったほうがいいですね。例えば病気をして結局退学をして残ったのは奨学金の返済だけで返済もできないという方もいるかもしれないので、今後の課題として考えていただけたらと思います。
- 教育長 そうですね。奨学金制度の補うべきところ、欠陥といいますか、学を奨めるという意味での実効ある、またそれを支えるものが足りないという認識は正しいと思いますね。それをより良く改善していくことが借りやすくもなるし、学問を奨めやすくもなるということですね。安心して借りられる、職業を身に付けて社会で自立する、そういう応援になるようなものに私たちはしていく必要がありますね。

(3) 平成 29 年度第 1 回教科用図書採択協議会の開催について

- 学教課長 採択協議会については7月の第2回まで開催を予定しております。詳細につきましてはこの後説明させていただきます。

(4) 第 33 回国民文化祭・おおいた 2018、第 18 回全国障害物芸術・文化祭おおいた大会の開催について

社教課長 来年全国の国民文化祭が大分会場で行われます。そこに佐伯市も参加するわけですがお手元の資料に丸で囲まれた部分がありますが、「豊かな浦、食や地域体験プラスアルファ」ということで臼杵、津久見、佐伯がこの「豊かな浦」というテーマで取り組みをしたいと思っています。今月の26日にも第1回の実行委員会を立ち上げまして、県から来る担当者に説明をするなどして来年に向かってやるぞという気持ちで始めたいと思います。

教育長 来年が本番ですので今年度はプレと言いますか、実際にやるとしたらどういうノウハウが必要なのかを検証する意味でも、プレ文化祭という形も行ってまいります。また、市民にも取り組みを広報してまいりたいと思っております。

(5) 平成29年度佐伯市教育行政重点施策について

教総課長 第2期長期総合教育計画「まなびプラン2017」を教育行政の基本方針として総合的、計画的に施策を策定したものになります。本日は時間がありませんので説明は省略させていただきます。

教育長 これは各課長が責任を持って別の日に学習会を行うくらいのボリュームがある内容ですが、今回は資料をお届けしたということで報告とさせていただきます。

教育部長 今年度の重点施策でありますので、折を見て説明させていただきます。

河野委員 新教育委員制度とともに教育大綱がありますよね。教育大綱が、このまなびプランをそのまま持つてくるのかという点は委員の皆さん方と話していかなければならないと思います。教育委員会のほうでこうしたほうが良いのではないかとといった方向性だけでも考えていただければと思います。

教育長 これは5月20日の新聞記事なんですけれども県教委と知事が県総合教育会議を開いたということでした。今河野委員がおっしゃったように市は地方公共団体ですから市長と教育委員が佐伯市の総合教育会議を開くということになります。そこで大綱、まさに佐伯市の人づくりといったような大きなものを創るということになるわけです。そしてこのまなびプランはそういう大綱に食い違わないような形で位置づいているということになるんですね。そのあたりの整理を河野委員は発言をされたんですけれども、そこは視野に入れながら新市長とやっていきたいと考えておりますのでご協力をよろしくお願いします。

(6) 次回教育委員会までの主要行事について

＝各課から行事予定について説明＝

教育長 日程は以上のとおりですが、教育委員には私も含めて会議だけではなくて教育の現場もご覧いただくということが極めて重要だと思います。会議資料だけで議決権を行使するだけの会議もあるでしょうけれども、委員にはご多用の中ですのですべてにご出席いただくということを元より考える必要はないと思いますが、情

報をご案内して教育の現場に足を運んでいただくということにも力をお貸しいただきたいと思います。またそこから佐伯の教育の明日を発想するというきっかけにもなると思いますので事務局もその点の配慮もお願いします。

教育長 以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第5回佐伯市教育委員会を終了します。

終了15時25分